

西予市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月25日(火)午後1時25分

2. 開催場所 西予市役所 5階 大会議室

3. 出席委員 34名 (1~19番:農業委員、20~38番:農地利用最適化推進委員)

議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席
1番	宇都宮文隆	○		2番	中村吉年	○		3番	三好三智男	○	
4番	岡本荒侍		○	5番	井関吉博	○		6番	菊池茂守	○	
7番	泉原猛男		○	8番	大久保卓	○		9番	酒井馨一	○	
10番	三好國則	○		11番	三瀬昇	○		12番	武田孝司	○	
13番	五藤忍	○		14番	上甲憲章	○		15番	土居賢一	○	
16番	高岡常夫	○		17番	志波豊	○		18番	片岡政志	○	
19番	二宮清治	○		20番	兵頭暁彦	○		(欠員)			
22番	谷口健作	○		23番	高橋真也	○		24番	河野哲	○	
25番	清家純一	○		26番	清水栄一	○		27番	平井一清	○	
28番	山内正紀	○		29番	出水洋一	○		30番	角藤博文	○	
31番	城内正	○		32番	宇都宮幸紀	○		33番	和氣公三	○	
34番	芝幹夫	○		35番	三瀬重綱	○		36番	濱田増人		○
37番	久重儀之	○		38番	大塚康倫	○					

4. 欠席委員 3名 4番 岡本荒侍 7番 泉原猛男 36番 濱田増人

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第5号 農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について
- 日程第4 報告第6号 西予農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第5 報告第7号 農地現況証明(農業用施設用地)について
- 日程第6 報告第8号 非農地現況証明について
- 日程第7 報告第9号 農地所有適格法人の要件確認について
- 日程第8 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第9 議案第7号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第11 議案第9号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第12 追加議案第1号 農用利用最適化推進委員の補充について

6. 出席した事務局職員

事務局長 松末 博 事務局次長 木崎 真近
 農地係長 井上 誠教 農地係主査 二宮 裕一

7. 会議の概要

松末局長	<p>定例総会に先立ちまして、農地利用最適化推進委員の 森 半治 氏が2月15日にご逝去されました。森氏のご冥福をお祈りし、黙禱を捧げたいと思います。</p> <p>皆様、ご起立ください。</p> <p>黙禱。</p> <p>終わります。ご着席ください。</p> <p>ただいまから令和7年2月の定例総会を開会いたします。それでは、開会にあたりまして、宇都宮会長があいさつを申し上げます。</p>
宇都宮会長	<p>非常に寒い日々が続いております。去る2月4日の大雪において、被害にあわれた方にはお見舞いを申し上げます。また、森推進委員のご逝去は、とても悲しい出来事でありました。お悔みを申し上げますとともに、皆様におかれてもお体には十分気を付けてもらったらと思います。以上、簡単ではありますが、あいさつに代えさせていただきます。</p>
松末局長	<p>それでは、議事に移ります。議事進行は規則によりまして宇都宮会長が務めます。</p>
宇都宮会長	<p>議事に入るまでに、追加議案の提出がありましたので報告します。日程第12、追加議案第1号「農地利用最適化推進委員の補充について」が追加されましたので、よろしくお願います。それでは、ただいまから2月定例総会を開会いたします。本日の出席委員は、農業委員19名中17名、農地利用最適化推進委員18名中17名で定足数に達しており、総会は成立しています。4番岡本委員、7番泉原委員、36番濱田委員から欠席の旨、通告がありましたので、報告します。</p>
宇都宮会長	<p>次に、日程第1「議事録署名委員の指名について」議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし。との声)</p>
宇都宮会長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、3番三好委員、33番和氣委員のお二人にお願いします。</p>
宇都宮会長	<p>次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。</p> <p>会期は本日1日間と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし。との声)</p>
宇都宮会長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、会期は本日1日間と決定しました。</p>
宇都宮会長	<p>次に、日程第3、報告第5号「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
二宮主査	<p>報告第5号「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」報告いたします。議案書の2ページから4ページをご覧ください。今月の合意解約は、農業経営基盤強化促進法に基づく、賃借権の解約が14件、使用貸借権の解約が3件となっています。以上で「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」報告を終わります。</p>

宇都宮会長	次に、日程第4、報告第6号「西予農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
井上係長	報告第6号「西予農業振興地域整備計画の変更について」報告いたします。議案書の5ページをご覧ください。今月の西予農業振興地域整備計画の変更は4件となっています。農用地区域からの除外が4件で、面積が田 8,273 m ² 、畑 4,526 m ² の合計 12,799 m ² となります。以上で「西予農業振興地域整備計画の変更について」報告を終わります。
宇都宮会長	次に、日程第5、報告第7号「農地現況証明（農業用施設用地）について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
井上係長	報告第7号「農地現況証明（農業用施設用地）について」報告いたします。議案書の6ページをご覧ください。 整理番号1番、申請人、宇和町田苗真土、●●●●から提出のあった証明願いは、農業委員、17番志波委員の確認の印鑑もございましたので、記載しています日付をもって証明書を発行いたしました。今回の証明書発行によりまして、法務局への地目変更登記が可能となります。以上で「農地現況証明（農業用施設用地）について」報告を終わります。
宇都宮会長	次に、日程第6、報告第8号「非農地現況証明について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
井上係長	報告第8号「非農地現況証明について」報告いたします。議案書の6ページをご覧ください。 整理番号1番、申請人、宇和町西山田、●●●●ほか2名から証明願いが提出されたので、「非農地証明取扱要領」の基準に基づき審査を行うとともに、農業委員、10番三好委員、17番志波委員の確認の印鑑もございましたので、記載しています日付をもって証明書を発行いたしました。今回の証明書発行によりまして、法務局への地目変更登記が可能となり、農地法の規制や適用を受けない土地となります。以上で「非農地現況証明について」報告を終わります。
宇都宮会長	次に、日程第7、報告第9号「農地所有適格法人の要件確認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
二宮主査	報告第9号「農地所有適格法人の要件確認について」報告いたします。議案書の7ページをご覧ください。 農地所有適格法人は農地法第6条第1項の規定により、事業年度終了後、3箇月以内に事業の状況等を農業委員会に報告しなければならないことになっています。今回、「有限会社●●●●」「株式会社●●●●」から報告がありましたので、農地所有適格法人として要件を満たしているか否かをチェックしました。その結果につきましては、農地所有適格法人の要件確認書をもって報告とさせていただきます。以上で「農地所有適格法人の要件確認について」報告を終わります。
宇都宮会長	次に、議案第6号については、10番三好委員が農業委員会法第31条、議事参与の制限にあたります。よって、10番三好委員退席後、整理番号5番を審査、審査終了後入室・着席をしていただきます。

	<p>《10 番三好委員退席》</p>
宇都宮会長	<p>それでは、日程第8、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号5番を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。</p>
二宮主査	<p>議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。議案書の8ページをご覧ください。整理番号5番の申請は、渡人●●●●から、受人●●●●へ所有権移転の売買を行うものであります。なお、法第3条第2項各号の判断については、別添調査書の5ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。</p>
宇都宮会長	<p>ただ今の説明に関連して、地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号5番をお願いします。</p>
25 番清家委員	<p>5番の案件につきまして、25 番清家が報告します。渡人は、跡取りがいなく農地の売却を考えていました。近隣に住む受人に相談したところ、今回の申請にいたりました。受人は、許可要件を満たしており問題ないと思います。また、申請地は農地として耕作されていることを2月19日に酒井農業委員と確認しました。</p>
宇都宮会長	<p>現地の状況につきましては、地区担当推進委員から報告がありました。 ただいまの地区担当推進委員からの報告に関しまして、農業委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
宇都宮会長	<p>特に補足説明等もありませんので、これより質疑に移ります。 ただいまの事務局の説明や地区担当推進委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
宇都宮会長	<p>質疑がなければ以上で質疑を終結といたします。 お諮りいたします。日程第8、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号5番を原案のとおり許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手多数)</p>
宇都宮会長	<p>賛成多数と認めます。 よって、日程第8、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号5番を原案のとおり許可することに決定しました。</p> <p>《10 番 三好委員着席》</p>
宇都宮会長	<p>次に、日程第8、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番から4番、6番から11番の10件を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。</p>

二宮主査	議案第6号、「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。議案書8ページ、9ページをご覧ください。
二宮主査	整理番号5番を除く今月の農地法第3条の規定による許可申請は10件でございます。権利別では、所有権移転の売買が7件、贈与が3件です。なお、法第3条第2項各号の判断については、別添調査書の1ページから4ページ、6ページから11ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。
宇都宮会長	ただいまの説明に関連して、地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号1番、2番をお願いします。
34番芝委員	整理番号1番の案件につきまして、34番芝が報告いたします。受人は、経営規模を拡大するために取得したいということであり、申請地は昔ながらの石垣畦の並ぶ山間地の農地ですが、受人の自宅前にあり、耕作放棄地にしたくないという強い思いがあるようです。農地復旧計画書が提出されていること、今後の耕作に向けて、草刈り、耕起等がされていることを2月17日に宇都宮農業委員と確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、許可要件をすべて満たしていることから問題はないと思います。
34番芝委員	整理番号2番の案件につきまして、34番芝が報告いたします。申請地は受人の自宅に隣接しており、すでに受人が借り受け家庭菜園程度の規模ですが、耕作をしております。整理番号1番の案件と同様に2月17日に宇都宮農業委員と確認しました。渡人の住まいが、遠距離で高齢にもなってきたことから今回の所有権移転の申請に至ったようです。許可要件も満たしており、周辺農地への影響はないと思います。
宇都宮会長	3番、4番をお願いします。
25番清家委員	3番と4番の案件につきまして、受人が同一人物ですので、まとめて25番清家が報告します。渡人は、これから農業をすることがなく売却を考えており、受人に相談したところ今回の案件に至りました。受人は要件を満たしており、問題ないと思います。また、申請地は農地として耕作されていることを2月19日に三好農業委員と確認しました。
宇都宮会長	6番、7番をお願いします。
38番大塚委員	整理番号6番の案件につきまして、38番大塚が報告します。受人は経営規模を拡大するために取得したいとのことであります。取得後においては、すべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離からみて問題がないことから、許可要件をすべて満たしております。申請地は農地として耕作されていることを、2月15日に高岡農業委員と確認しました。
38番大塚委員	整理番号7番の案件につきまして、38番大塚が報告します。受人は申請地に隣接する宅地転用し、申請地を併せて取得し家庭菜園を行うとのことでした。また、営農計画書の提出がありました。2月15日に高岡農業委員と確認しました。なお、農地転用については現在、農振の除外手続きを行っている最中であり、今後申請がなされる見込みです。何ら問題はないと思われれます。
宇都宮会長	8番、9番をお願いします。

11 番三瀬委員	8 番を 11 番三瀬が報告します。2 月 22 日に受人と渡人とともに現地確認を行いました。受人と渡人は親子関係にあり、受人に経営を任せたいのが渡人の考えだそうです。受人も意欲的に営農に取り組んでおり、この後も経営規模拡大のため尽力するとのこと。許可要件も満たしており、問題はないと思われます。
11 番三瀬委員	9 番を 11 番三瀬が報告します。2 月 22 日に受人と受人の父親とともに現地確認を行いました。渡人より売却の希望があり、受人に所有権を移転するとのこと。申請地は、長年受人と受人の父親が耕作しており、申請地内には倉庫がありますが 200 m ² 未満のため転用許可は不要となります。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、また許可要件も満たしていることから問題はないと思われます。
宇都宮会長	10 番、11 番をお願いします。
26 番清水委員	整理番号 10 番の案件につきまして、26 番清水が報告します。受人は経営規模を拡大するために取得したいということであり、取得後においては、すべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題が無いことから、許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを二宮農業委員と 2 月 16 日に確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。
26 番清水委員	整理番号 11 番の案件につきまして、26 番清水が報告します。受人は東温市に住所がありますが、申請地近くに実家があり、これまで個人的に管理耕作を任されている土地なので、譲り受けて耕作を続けたいとのこと。また、申請地は農地として野菜を植え、耕作されていることを 2 月 16 日に二宮農業委員と確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。
宇都宮会長	<p>現地の状況につきましては、地区担当推進委員から報告がありました。</p> <p>ただいまの地区担当推進委員からの報告に関しまして、農業委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
宇都宮会長	<p>特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。</p> <p>ただいまの事務局の説明や地区担当推進委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
宇都宮会長	<p>質疑がなければ以上で質疑を終結といたします。</p> <p>お諮りいたします。日程第 8、議案第 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番から 4 番、6 番から 11 番の 10 件を原案のとおり許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
宇都宮会長	全員賛成と認めます。

宇都宮会長	よって、日程第8、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番から4番、6番から11番の10件を原案のとおり許可することに決定しました。
宇都宮会長	次に、日程第9、議案第7号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。
井上係長	<p>議案第7号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。議案書の9ページをご覧ください。今月の農地法第4条第1項の規定による申請は1件です。</p> <p>転用の理由は、整理番号1番は、申請人は現在、宇和島市に居住していますが、野村町及び宇和町に有する農地を管理するための移動時間が負担となっているため、西予市宇和町に自宅を建設したい、とのことです。</p> <p>以上、農地区分及びその他の要件につきましては、別添意見書12ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。</p>
宇都宮会長	ただいまの説明に関連して、農業委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号1番をお願いします。
14番上甲委員	1番について14番上甲が報告いたします。2月19日に兵頭推進委員と現地確認を行いました。受付番号1番の申請は、申請人は現在、宇和島市に居住していますが、野村町及び宇和町に有する農地を管理するための移動時間が負担になっているため、宇和町に自宅を建築されるものであります。隣接地に排水が侵入しない配管や、農地への日陰を配慮した建物の配置計画となっており、周辺農業への支障はないものと思われ、
宇都宮会長	<p>現地の状況につきましては、農業委員からの報告がありました。</p> <p>ただいまの農業委員からの報告に関しまして、地区担当推進委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
宇都宮会長	<p>特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。</p> <p>ただいまの事務局の説明や農業委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
宇都宮会長	<p>質疑もないようですので質疑を終結とし、日程第9、議案第7号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」整理番号1番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
宇都宮会長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、日程第9、議案第7号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」整理番号1番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに決定しました。</p> <p>次に、日程第10、議案第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を</p>

<p>宇都宮会長</p> <p>井上係長</p> <p>宇都宮会長</p> <p>2 番中村委員</p> <p>宇都宮会長</p> <p>1 番宇都宮委員</p> <p>宇都宮会長</p> <p>18 番片岡委員</p> <p>宇都宮会長</p> <p>11 番三瀬委員</p>	<p>議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。</p> <p>議案第 8 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」説明いたします。議案書の 10 ページをご覧ください。今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による申請は 4 件で、権利別では、所有権移転の売買が 3 件、賃借権の設定が 1 件となります。</p> <p>転用の理由は、整理番号 1 番は、家族で帰郷することになり、申請地に自己住宅を建築したい、とのことです。</p> <p>整理番号 2 番は、株式会社●●●●の従業員用の駐車場が不足しているため、会社役員の譲受人が申請地を取得し、貸し駐車場として整備したい、とのことです。</p> <p>整理番号 3 番は、現在、借家住まいをしておりますが、今の住まいでは手狭になったこと及び駐車場スペースが不足するため、住宅を建築したい、とのことです。</p> <p>整理番号 4 番は、国土交通省四国地方整備局発注の野村ダム施設改良工事において、工事で発生する土砂を盛土材として流用するにあたり、申請地を土砂の一時仮置場として使用したい、とのことです。</p> <p>以上、農地区分及びその他の要件につきましては、別添意見書 13 ページから 16 ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、農業委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号 1 番をお願いします。</p> <p>整理番号 1 番を 2 番中村が報告します。2 月 23 日に現地確認を行いました。受付番号 1 番の申請は、申請人は今後家族で帰郷することになり、申請地に自己住宅を建築するものであります。隣接農地に排水が侵入しない配管や農地へ配慮した配置計画となっており、周辺農地への支障は無いものと思われま。</p> <p>2 番をお願いします。</p> <p>2 番を 1 番宇都宮が報告します。2 月 17 日に芝推進委員と現地確認を行いました。株式会社●●●●の従業員用の駐車場が不足しているため、会社役員の譲受人が申請地を取得し、貸し駐車場として整備したいとのことであります。周辺農地や営農に支障はないものと思われま。始末書も提出されていることを確認しました。</p> <p>3 番をお願いします。</p> <p>3 番を 18 番片岡が報告します。2 月 17 日に出水推進委員と現地確認を行いました。受付番号 3 番の申請は、申請人が現在借家住まいで、手狭になったため住宅を建築されるものですが、周囲は田畑のない住宅地のため、周辺農業への影響はないものと思われま。</p> <p>4 番をお願いします。</p> <p>4 番を 11 番三瀬が報告します。2 月 22 日に現地確認を行いました。去年、建設会社の担当者が自宅にいられており、申請地は一度確認済みでありました。野村ダムの施設改良工事において発生する土砂を盛土材として流用するにあたり、土砂の一時仮置き場として使用すると説明を受けております。周辺農地影響が発生しないようにする旨、確認済みであります。</p>
---	--

宇都宮会長	<p>現地の状況につきましては、農業委員からの報告がありました。 ただいまの農業委員からの報告に関しまして、地区担当推進委員から補足説明等がありましたら、報告お願いいたします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
宇都宮会長	<p>特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。 ただいまの事務局の説明や農業委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
宇都宮会長	<p>質疑もないようですので質疑を終結とし、日程第10、議案第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」整理番号1番から4番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
宇都宮会長	<p>全員賛成と認めます。 よって、日程第10、議案第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」整理番号1番から4番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに決定しました。</p>
宇都宮会長	<p>次に、議案第9号については、1番宇都宮委員、5番井関委員、9番酒井委員、10番三好委員が農業委員会法第31条、議事参与の制限にあたりますので、退席をお願いいたします。関係議案の審議終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>《1番宇都宮委員、5番井関委員、9番酒井委員、10番三好委員 退席》</p>
中村職務代理者	<p>議長が議事参与により退席されましたので、会長に代わり職務代理者である中村が議事進行を務めます。次に、日程第11、議案第9号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。</p>
木崎次長	<p>今月の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による案件は、115件でございます。議案書の11ページから17ページをご覧ください。</p> <p>西予市長より令和7年2月6日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権の新規設定が54件、再設定が48件です。利用権設定をする者が96名、設定を受ける者が60名、うち認定農業者が36名でございます。利用権設定面積は354,816㎡、筆数が265筆です。</p> <p>所有権移転は13件で、整理番号1番、所有権の移転をする者は、明浜町俵津、●●●●●、移転を受ける者は、明浜町狩浜、●●●●●、経営面積は2,841㎡で認定農業者です。所有権移転面積は1,576㎡、筆数は2筆、所有権移転の時期は令和7年3月1日で対価は650,000円です。</p> <p>以下、件数が多いため、所有権の移転をする者、移転を受ける者、経営面積、認定農業者の有無、所有権移転面積、筆数、移転の時期、対価の順で読み上げます。</p>

	<p>整理番号2番、明浜町狩浜、●●●●、明浜町狩浜、●●●●、2,841㎡、認定農業者、701㎡、1筆、令和7年3月1日、210,000円。</p> <p>整理番号3番、明浜町狩浜、●●●●、明浜町狩浜、●●●●、14,195㎡、認定農業者、997㎡、3筆、令和7年3月1日、500,000円。</p> <p>整理番号4番、明浜町狩浜、●●●●、明浜町狩浜、●●●●、14,195㎡、認定農業者、5,143㎡、4筆、令和7年3月1日、1,200,000円。</p> <p>整理番号5番、宇和町西山田、●●●●、宇和町西山田、●●●●、66,699㎡、認定農業者、1,380㎡、1筆、令和7年3月1日、414,000円。</p> <p>整理番号6番、宇和町伊延東、●●●●、宇和町瀬戸、株式会社●●●●、190,941㎡、認定農業法人、3,251㎡、2筆、令和7年3月1日、1,137,850円。</p> <p>整理番号7番、宇和町下松葉、●●●●、宇和町瀬戸、株式会社●●●●、190,941㎡、認定農業法人、607㎡、1筆、令和7年3月1日、210,000円。</p> <p>整理番号8番、大洲市、●●●●、宇和町瀬戸、株式会社●●●●、190,941㎡、認定農業法人、2,205㎡、1筆、令和7年3月1日、630,000円。</p> <p>整理番号9番、野村町阿下、●●●●、野村町野村、株式会社●●●●、77,312㎡、認定農業法人、676㎡、1筆、令和7年3月1日、100,000円。</p> <p>整理番号10番、愛知県豊田市、●●●●、野村町野村、株式会社●●●●、77,312㎡、認定農業法人、529㎡、1筆、令和7年3月1日、100,000円。</p> <p>整理番号11番、野村町野村、●●●●、野村町野村、株式会社●●●●、77,312㎡、認定農業法人、1,106㎡、1筆、令和7年3月1日、100,000円。</p> <p>整理番号12番、宇和町皆田、●●●●、宇和町皆田、株式会社●●●●、18,857㎡、認定農業法人、5,889㎡、9筆、令和7年3月1日、500,000円。</p> <p>整理番号13番、宇和町久保、●●●●、宇和町久保、●●●●、215,211㎡、認定農業者、4,629㎡、3筆、令和7年3月1日、贈与です。</p> <p>以上の計画内容は、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で提案説明を終わります。</p>
中村職務代理者	<p>事務局の提案説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
中村職務代理者	<p>質疑もないようですので質疑を終結といたします。</p> <p>お諮りいたします。日程第11、議案第9号「農用地利用集積計画の決定について」利用権設定及び所有権移転の115件を原案のとおり、決定することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
中村職務代理者	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、日程第11、議案第9号「農用地利用集積計画の決定について」利用権設定及び所有権移転の115件は原案のとおり決定しました。</p> <p>《1番宇都宮委員、5番井関委員、9番酒井委員、10番三好委員 着席》</p>
宇都宮会長	<p>続いて、日程第12、追加議案第1号「農地利用最適化推進委員の補充について」を議題</p>

<p>木崎次長</p>	<p>といたします。事務局の提案説明をお願いします。</p> <p>お手元に配布の追加議案書をご覧ください。森半治推進委員の死去に伴う、推進委員の補充の取り扱いについて、審議をいただくものであります。</p> <p>「西予市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則」第8条で、推進委員の罷免、失職及び辞任等により欠員が生じた場合は、この規則に定める手続きに基づき、速やかに推進委員を補充しなければならない。とあります。ちなみに、補充した場合の任期は前任委員の残任期間となります。補充の手続きとしては、募集の公表、28日間の公募期間設定、締切り後に候補者の欠格要件調査を行い、問題が無ければ直近の定例会で会長から委嘱状が交付され正式に委嘱となります。しかしながら、ここで時間的問題がございます。4月の改選まであと2月。手続きを進めている間に、改選日を迎えてしまいます。</p> <p>つきましては、時間的に補充は現実的でないと意見から、先ほど開催した役員会において、今回、補充は実施しない案となりましたので、本日提案となったものであります。ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>
<p>宇都宮会長</p>	<p>事務局の提案説明が終わりました。これより質疑に移りますが、皆さんご存じのように、4月改選の次期地区担当推進委員候補者がすでに決定している状況にあります。時間的にも補充手続きは困難であろうかと思えます。質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>宇都宮会長</p>	<p>質疑もないようですので質疑を終結といたします。お諮りいたします。日程第12、追加議案第1号「農地利用最適化推進委員の補充について」推進委員の欠員補充は行わないことに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>宇都宮会長</p>	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、日程第12、追加議案第1号「農地利用最適化推進委員の補充について」推進委員の補充は行わないことに決定いたします。</p> <p>三瀬農業委員におかれましては、残り2か月間、お一人の活動となり、ご迷惑をおかけしますが、なにとぞよろしくお願いします。</p>
<p>宇都宮会長</p>	<p>以上をもちまして本日の定例総会を終了といたします。</p> <p>次回の定例総会は令和7年3月24日月曜日の午後1時30分からです。</p>
<p>松末局長</p>	<p>ご起立ください。一同、礼。お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">午後2時17分閉会</p>

議事録署名委員

会 長

3 番 委 員

33 番 委 員